

## 民 事 訴 訟 法 (50 点)

Xは、「平成26年9月30日にXはYに対して貸付期間を5年と定めて1000万円を貸し渡した。」と主張して、令和2年7月17日に、Y（自然人）を被告として、貸金元本1000万円の支払を求めて訴えを提起した。Xの訴状がY宛てに送達された後の同年9月15日に開かれた第1回口頭弁論期日において、Xが訴状の内容を陳述したのに対して、Y本人が、「Xが主張する貸金契約があったことは認める。しかし、訴訟への対応の準備ができておらず、しかるべき人と相談したいので、もう一度機会を設けて欲しい。」と陳述した。これを受けて、受訴裁判所は、同年11月10日に第2回口頭弁論を開くこととし、その旨をXとYに告知した。予定通り開かれた第2回口頭弁論期日にはXもYも出席したが、Yに同道してきたAが次のような陳述を行った。

Yは、令和元年11月15日に、成年後見開始決定を受け、Aがその成年後見人に選任された。Aとしては、これまでのYの訴訟行為を追認するが、第1回口頭弁論期日におけるYの「Xが主張する貸金契約があったことは認める。」との陳述は追認せず、同貸金契約があったことを認めない。

この陳述に際して、Aは、Yについての成年後見開始決定の正本とその確定証明書を受訴裁判所に提出した。このAの陳述は訴訟法上どのような意味を持つか、検討しなさい。